

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2684号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

マーガレット畑 (北海道美瑛町)



もくじ

随情	情報	フォーラム	政 策	活 動	活 動	活 動
想 報	報	ム	策	動	動	動

第29次地方制度調査会総会―山本全国町村会会長が答申について意見……………(2)

第29次地方制度調査会答申―「平成の大合併」は合併新法後で「一区切り」に……………(3)

骨太方針2009(素案)に対し意見―全国町村会……………(13)

新たな過疎対策法の制定で要請活動―全国町村会……………(14)

低炭素社会を踏まえた林業活性化を―2008年度森林・林業白書……………(15)

夕陽を宝に活力あるまちづくり―静岡県西伊豆町……………(18)

町村Navi……………(21)

新任都道府県町村会長の略歴……………(23)

まちづくりに翔ける想い……………(24)

福井県永平寺町長 松本 文雄……………(24)

開 話 休 題

他人の心を読み取る

筑波大学名誉教授 村上 和雄

「感情は風邪のように伝染する」とは、心理学者のダニエル・ゴールドマンの言葉ですが、私たちは他人がおおよそ何を考え、何を感じているのかを瞬間的に理解することが出来るのです。

最近の脳科学の研究から、私たちの脳にある「ミラー・ニューロン」と呼ばれる神経回路が発見され、その働きがわかってきました。この特殊なニューロンは、他人の行為を鏡のように脳内に映し出し、「他人の心を読み取る」という脳の大切な機能を支えているのです。

私たちはこのミラー・ニューロンという他人を映す脳の鏡によって、他人の行為や意図、感情を瞬時に理解するのです。ゆえにこの能力は、他人と柔軟にコミュニケーションするという人間の本質を支えていると言えるでしょう。ヒトはさまざまな形でコミュニケーションを行います。

日本人はもともと音声によるコミュニケーションが苦手なようですが、現代人の中には「他人の心を読み取る」ことが難しいと感じる人が少なくないようです。「思いやり」や「他人の心を理解する」ことがなかなか出来ない子供も多くなっているようです。

これは現代の社会や自然環境の変化の中で、私たちの「ミラー・ニューロンシステム」が正常に働かなくなってきたことを警告しているのかもしれない。もしそうだとすれば、ミラー・ニューロンの活動を活性化させることが、老若男女を問わず、現代人には必要だと考えられます。

では、一体どうすればよいのでしょうか。そのきっかけとなるのが「笑顔」なのです。ミラー・ニューロンによって、表情と感情は伝染していきます。あなたがつまらないと感じ、それを表情に表せば、相手もつまらなく感じるし、反対に、あなたが笑えば、相手も楽しいと感じるのである。だから、話すだけでなく、聞く側も笑顔でいることが大切なのです。

日本は、今や世界で最も恵まれている国の一つです。たとえ、お金や物が十分無くても、楽しいことは心構え次第でいくらでもあります。

他人の喜びを我が喜びと感じるのはミラー・ニューロンの働きですが、その活動の基盤に、遺伝子が関与しているのは間違いない。そして、他人の喜びを自分の喜びとして感じる時、良い遺伝子がオンになっていると私は考えています。

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい) なお、採否は当方に一任願います。 送り先:全国町村会・広報部

第29次地方制度調査会 総会

山本全国町村会長の答申について意見
今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方を答申

内閣総理大臣の諮問機関である第29次地方制度調査会（会長・中村邦夫^{なかもろくに}パナソニック（株）代表取締役会長）は、6月16日第4回総会を開催し、「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」を決定。同日、麻生太郎内閣総理大臣に提出した。全国町村会からは、山本文男^{やまもとしひこ}会長（福岡県添田町長）が出席し、「平成の合併」の評価などについて意見を述べた。山本会長の発言要旨は次のとおり。

山本全国町村会会長発言要旨

この調査会は、地方の制度について検討するためのものであるから、地方の人の声を十分に聞くことが大事ではないか。現実には、地方で苦労している人がたくさんいる。そうした人たちの意見を聞いて、どのようにしていくことが良いのかを、考えていただくべきである。

次回の地方制度調査会には、委員の中に地方の人を入れていただきたい。市町村長や議員だけでなく、地方に暮らして、地方の実態を分かっている人たちの中には様々な意見を持っている人たちがたくさんいる。そうした人たち

を委員にすることが必要である。地方からの意見に十分耳を傾けるような、地方制度調査会になってほしい。

次に市町村合併について申し上げる。合併の成果が出るのは、当分先のことであるにも拘わらず、先ほどの事務局の説明では、合併の成果が高かったということである。「平成の合併」の後半は、県が先頭に立ち、指導力を發揮して促進したのが現実なのである。

今回の合併が地域に何をもたらしたかは、5年先、10年先にならないとわからない。実際には、おそらく20年かかるであろう。この答申では成果ばかりを強調しており、欠点はわずかしかりあげていない。私にはこのあたりの認識が疑問である。

今後は国や県が指導する、強制的に進めるような合併はやめるべきである。しかし現在議論されている道州制を実施する場合には、必ずさらなる合併が迫られることになる。今回の合併によって、住民の暮らしに様々な面で障害を受けているところが数多く散見されている。むしろそうしたことを掘り起こしてもらいたい。



▷地制調総会に出席した山本全国町村会会長

政 策

政 策
解 説

第29次地方制度調査会答申

「平成の大合併」は
合併新法後で「一区切り」に

第29次地方制度調査会(中村邦夫会長)は6月16日、「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」をまとめ、麻生太郎首相に提出した。「今後の基礎自治体像」である総合的行政主体に向け、平成の大合併で多様化した基礎自治体のあり方を提言した。具体的には、①合併推進運動は来年3月末で一区切りとする②広域連携の活用促進へ行政機関の共同設置などを認める③とした。一方、全国町村会が強く反対していた小規模市町村の事務を都道府県が処理する「新たな仕組み」は「関係者と意見調整を図りつつ多角的に検討する」と、今後の検討課題にとどめた。このほか、監査結果報告は多数決で公表、議員定数の法定上限は撤廃することなども盛り込んだ。

▼小規模町村対策は「多角的検討」に

「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」では、平成の大合併を評価・検証した上で、①今後の市町村合併のあり方②広域連携の積極的活用方策③小規模市町村の事務執行の確保策④「小さな自治」への対応策などを提言した。

まず、平成の大合併について、市町村数が3,232団体(1999年3月)から1,760団体(2010年3月見込み)に減少するなど「市町村合併は相当程度進捗した」とし、その結果、①保健福祉等の専門職の配置など地方分権の受け皿整備②強化された行財政基盤で少子化・高齢化対策に取組み③広域的な地域活性化に新たな取り組みなどが進んでいると「成果」を

強調。その一方で、市町村合併の進捗状況は「地域ごとに大きな差異」がみられ、人口規模に大きな差が生じるなど「市町村の状況は多様なものとなっている」と指摘した。そして、今後の課題に①人口1万人未満が471団体あるなど小規模市町村の行財政基盤の強化②飛び地など将来的に合併を必要とする市町村がある③などを挙げた。

その上で、第27次地制調が答申した「住民に最も身近な総合的な行政主体として十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団」を「今後の基礎自治体像」として改めて位置付けた。

このため、今後も市町村の行財政基盤の強化が必要だが、99年以來の全国的な合併推進運動も10年が経過、「こ

れまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえれば、従来と同様の手法を続けていくことには限界がある」と指摘。今後の全国的な合併推進運動については「現行合併特例法の期限である平成22年3月末までで一区切りとすることが適当である」と明記した。

その上で、今後の市町村合併については、①合併の障害を除去するための措置②地域自治区の設置③などを求めるにとどめた。

さらに、「事務処理方策に関する基本的な考え方」について、合併で多様化した市町村を前提に①市町村合併による行財政基盤の強化②共同処理方式による周辺市町村間での広域連携③都道府県による補完④「多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにすべき」だとの方針を打ち出した。

うち、「広域連携」では、広域連合や共同設置、事務委託など多様な共同処理の仕組みが一層活用されるよう自治体二一を踏まえた制度見直しをすべきだと提言した。

具体的には、「事務の委託」では、委託団体が事務処理の状況を把握し受託団体に対し意見を提出しやすくする。また、「機関等の共同設置」では、現行の機関・職員の共同設置に加え、内部組織や事務局・行政機関も共同設置できるように、いずれも制度改正を求めた。

このため、今後も市町村の行財政基盤の強化が必要だが、99年以來の全国的な合併推進運動も10年が経過、「こ

一方、小規模市町村の事務執行の確保方策では、福祉・保健分野での専門職員を配置した事務処理体制の整備が課題となっていると指摘。このため、

①市町村合併による行財政基盤の強化
②周辺市町村との広域連携③法令上義務付けられた事務の一部を都道府県が代わって処理する一との方策を提示したが、特に都道府県の補完方式については「様々な論点や是非についての考え方があり、また地域の実情も多様であること等から、関係者と十分な意見調整を図りつつ、多角的に検討がなされる必要がある」との指摘にとどめた。

併せて、「小さな自治」への対応では、現在、市町村の全域に一律の設置が義務付けられている「地域自治区」について、市町村の判断により「当該市町村の一部の区域を単位として地域自治区を設置できる」ようにすべきだとした。

なお、地域自治区の地域協議会委員の公選や一定権限の付与等については慎重に検討すべきだとした。

▼監査機能の充実、議会制度改革も

このほか、「監査機能の充実・強化」では、焦点となった議会での選挙と議選委員の廃止など監査委員の選任方法と構成の見直しは「引き続き検討」と

見送った。その一方で、①監査委員事務局の共同設置を可能とする②監査結果報告は合議を要せず多数決により少数意見を付記して公表③監査結果の報告に対し何ら措置が講じられなかった場合も、その旨を監査委員へ理由を添えて通知④包括外部監査の導入促進のため、毎年度外部監査を受ける方式に加え複数年度に1回受ける方式を導入⑤個別外部監査の導入に当たり必要とされている条例の制定を不要とする一などの制度改革を提言した。

また、「議会制度のあり方」では、議会の団体意思決定機能・監視機能の向上策として①契約の締結、財産の取得・処分議決対象について条例で定めることができる範囲を拡大②議会への経営状況報告の対象となる法人の範囲を「4分の1以上出資」(現行2分の1以上に拡大③住民訴訟の継続中は、対象となっていない損害賠償等の請求権放棄を制限一などを盛り込んだ。また、議会制度の自由度拡大の一環として、議員定数の「法定上限」を撤廃するほか、会期制を前提としない方式など弾力的な議会の開催のあり方促進なども求めた。なお、「議会の招集権」の議長付与は「引き続き検討」に先送りした。

▼「西尾私案」は消えたか？

「答申案文にとやかく言うつもりはない」。答申案を審議した16日の総

会の席で、山本文男全国町村会長はこう述べて答申案を了承した。

「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」などを諮問された第29次地制調では、来年3月に期限を迎える合併新法後の「市町村合併」のあり方と、第27次地制調が打ち出したいわゆる「西尾私案」の制度化が焦点だった。

うち、市町村合併については、当初、総務省は現行制度と同様の合併促進策を検討していたとみられる。現に「審議項目」を検討した専門小委員会、同省は諮問された「市町村合併のあり方」の前に「更なる」を挿入して提案した。ところが、西尾勝委員が長期の市町村合併運動により「市町村の腰は落ち着かない。不健全な状況だ」として「合併新法期限の」平成22年3月をもって平成の市町村合併は終止符を打つべきだ。それ以上やろうとするなら、私は反対する」とまで明言。それ以降、専門小委員会では合併促進運動の幕引きで一致した。

一方の「西尾私案」だが、総務省は、平成の大合併後も1万人未満の小規模市町村が約5000団体も残っていることを強調し、「第27次地制調で引き続き検討とされ事務配分特例、法令に義務付けのない自治事務と義務付けのある自治事務のうち窓口サービスだけを処理して、それ以外は都道府県に担ってもらうことを検討したらどうか」と具体的に制度化の検討を要請した。当



▷答申をとりまとめた第29次地制調総会(6月16日)

政 策

今後の基礎自治体及び
監査・議会制度のあり方に関する答申

然、全国町村会と全国町村議会議長会が猛反発。このため、総務省は、専門小委員会の席で、都道府県が補完する事務は「福祉・保健分野」を想定するが、「一定の人口規模に該当する市町村は強制的にこの仕組みを選ばなければならぬ」とは考えていない」と述べ、一定規模未満町村は自動的に「窓〇町村」となる「西尾私案」を公式に否定。特例団体への移行は選択制と

し、その名称も「新たな仕組み」と提案をし直した。しかし、全国町村会は「事務の義務付け解除は善意の押し売り」であり、敢えて導入する必要はないと批判。結局、「答申（案）」にまで盛り込まれていた「都道府県が処理する新たな仕組みについて多角的に検討する」との文言は、「関係者と意見調整を図りつつ、多角的に検討」となった。これが冒頭の山本会長の「評価」発

言につながったものとみられる。しかし「新たな仕組み」について、総務省では引き続き内部で「多角的な検討」を続ける考えで、「幕引き」にしたわけではない。第27次地制調で登場した「西尾私案」は、その後、「事務配分特例団体」「新たな仕組み」へと変身し、その制度化は次の第30次地制調への「宿題」として残ったともいえる。

重くなる一方、巨額な借金を抱える国・地方ともに財政状況の好転は期待できそうもない。その中で、小規模町村は、今後も住民への期待に応えていくため、今回の答申で打ち出された「広域連携」のフル活用なども含め「住民サービス」の提供主体としての「生き残り策」の真剣な検討が求められていることに変わりはないともいえそうだ。

（自治日報記者 井田正夫）

前文

平成7年に制定された地方分権推進法に基づき進められた改革は、平成12年4月の地方分権一括法の施行として結実し、我が国の地方自治制度の姿を一新するための取組が行われた。残された諸課題に対応するため、平成18年12月に地方分権改革推進法が制定され、現在、新たな改革が進められている。

この間、市町村合併も急速に進展し、市町村の規模・能力の拡充が図られてきた。その一方で、地域ごとの合併の進捗状況には差異が見られ、また、合併した市町村における課題も指摘されている。

基礎自治体である市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、さらにその自立性を高めていくことが期待される。これまで進められてきた市町村合併の評価・検証も踏まえ、基礎自治体であ

る市町村の行財政基盤の充実強化を図っていく必要がある。

本格的な地方分権時代を迎え、地方公共団体は自らの責任と判断でその任務を遂行し、住民の負託に応えていかなければならない。しかしながら、近年、一部の地方公共団体で不適正な財務処理等が指摘されるなど、地方公共団体におけるチェック機能のあり方が問われている。住民自治の根幹をなす地方議会の役割や地方公共団体における監査機能は、一層その重要性を増している。

当調査会としては、このような基本的な認識に立ち、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について検討を行ってきたところである。その結果、「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」、「監査機能の充実・強化」及び「議

会制度のあり方」について、以下の結論を得たのでここに答申する。

第1 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

1 市町村合併をはじめとした基礎自治体についての現状認識

（一）市町村合併の背景と進捗状況
人口減少・少子高齢化の進行等の社会状況の変化に対応して、地方分権の担い手となる基礎自治体にかかわしい行財政基盤を確立することが強く求められ、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた。

その結果、市町村数は3,232（平成11年3月31日現在）が1,760（平成22年3月23日見込み）となり、全体として見た場合には、市町村合併は相当程度進捗したものと考えられる。

（二）市町村合併の評価・検証

市町村合併の本来の効果が発現するためには、市町村建設計画等で一般的に定められている10年程度の期間が必要であ

ると考えられるが、多くの合併市町村において、合併後3年から4年の段階で、既に次のような成果が現れている。

①経営中核部門の強化や保健福祉等の専門職員の配置など、地方分権の受け皿としての行政体制が整備されつつある。

②人口減少・少子高齢社会への備えとして、強化された行財政基盤を活かし、地域の将来を左右する少子化対策・高齢化対策などの取組が行われている。

③広域化が進む行政需要への対応や地域資源を戦略的に活用した広域的な地域活性化の新たな取組が生まれつつある。

④適切な職員配置により住民サービスの水準の確保を図りつつ職員総数を削減するなど、効率的な行政運営の取組が行われている。

一方で、合併により市町村の規模が大きくなることにより、住民の声が届きにくくなっているのではないが、周辺部が取り残されるのではないが、地域の伝統・文化の継承・発展が危うくなるのではないが等の懸念が現実化している地域もある。

政 策

こつした課題に対応するため、合併市町村においては、地域の実情を踏まえつつ、地域自治組織の活用や支所等の設置などにより、新しいまちづくりの中で、住民の利便性の確保、コミュニティ振興及び地域の伝統・文化の振興に向けた取組を継続的に進めている過程にある。

③基礎自治体に関する残された課題

以上のように、全体的に見た場合には市町村合併は相当程度進捗したものの、市町村合併の進捗状況には地域ごとに大きな差異が見られ、なお、次のような課題が残されている。

①小規模市町村における行財政基盤の強化

小規模市町村は依然として多く、例えば人口1万未満の市町村は471団体(平成22年3月23日見込み)存在し、特に市町村合併の進捗率が低い都道府県に数多く所在しており、多様な取組により小規模市町村の行財政基盤を強化することが課題となっている。

②将来的に合併の必要性を認識している市町村の存在

合併が行われなかった市町村の中には、将来的な合併の必要性を認識しながら、様々な理由や背景によって合併を実現できなかった市町村も多い。また、合併市町村についても、当初とは異なる枠組みで合併が行われたものもあり、飛び地が生じた地域も見られる。

③大都市圏の市町村が抱える課題

大都市圏においては、市町村合併の進捗率が低く、面積が小さな市町村が数多く存在しており、行政サービスの受益と負担が一致しておらず、公共施設の円滑な活用や一体性のある広域的なまちづ

くりの観点から、合併や広域連携などを含めて、行政運営の単位の方が問われている。

2 これからの基礎自治体のあり方

(1)今後の基礎自治体像

第27次地方制度調査会答申においては、「今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまでに以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある」とされている。

近年、市町村への権限移譲が進展し、また、法令により市町村に新たな事務が位置付けられるなど、市町村の役割が一層重要なものとなっていることを踏まえれば、上記の答申で示された基礎自治体の姿は、今後も妥当するものと考えられる。

平成11年以来推進されてきた市町村合併により、多くの合併市町村において行財政基盤が強化されており、我が国の市町村は、全体として見た場合には、このような基礎自治体の姿に近づいたものと考えられる。

一方で、それぞれの市町村について個別に見た場合には、市町村合併の進捗状況によって人口規模に大きな差が生じるなど、市町村の状況は多様なものとなっている。基礎自治体に求められる十分な組織や職員の配置などの事務処理体制や財政基盤を有していない市町村も見られるところである。

(2)今後における市町村合併の支援のあり方

昭和40年に制定された旧合併特例法は、平成11年に財政支援措置が強化されるなどの改正が行われ、市町村合併の推進に大きく舵が切られた。その後、第27次地方制度調査会の答申を踏まえて制定された現行合併特例法においては都道府県の役割が強化される等の措置が講じられ、市町村合併が推進されてきた。

これまでの市町村合併の進捗状況やその評価・検証については、先に述べたとおりである。今後の人口減少・少子高齢化の進行や厳しい財政状況を踏まえ、基礎自治体としての重要な役割や市町村が抱える課題に対応するためには、今後とも、市町村の行財政基盤を強化していく必要がある。

しかしながら、平成11年以来、強化された財政支援措置等により全国的に行ってきた合併推進運動も10年が経過し、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえれば、従来と同様の手法を続けていくことには限界があると考えられる。

したがって、平成11年以来的全国的な合併推進運動については、現行合併特例法の期限である平成22年3月末までで一区切りとすることが適当であると考えられる。

その上で、平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に対して必要な支援措置を講ずることが適当である。

なお、旧合併特例法及び現行合併特例法の下で合併を実現した合併市町村については、その一体的な振興や周辺地域への対応を適切に行えるよう、国及び都道

府県は、引き続き、これらの合併市町村に対する積極的な支援を行っていくべきである。

(3)事務処理方策に関する基本的な考え方

現在、市町村が置かれている状況や課題は多様であり、今後の市町村における事務処理のあり方を考えるに当たっては、このような市町村の多様性を前提にして、それぞれの市町村が自らの置かれた現状や今後の動向を踏まえた上で、その課題に適切に対処できるようにする必要がある。

このため、市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式による周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにすべきである。

なお、これらの地方自治制度上の仕組みに加え、中心市と周辺市町村が締結する協定に基づく市町村間の新たな連携の取組としての定住自立圏構想をはじめとする地域活性化施策を積極的に活用すること、それぞれの市町村が基礎自治体としての役割を適切に果たすことが求められる。

3 今後の対応方策

(1)市町村合併に関する方策

市町村合併は、行財政基盤の強化の手法の一つとして、今後もお有効であると考えられ、現行合併特例法期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象とした合併に係る特例法が必要である。

政 策

この法律においては、具体的には、合併の障害を除去するための措置や住民の意見を反映させるための措置（合併特例区、合併に係る地域自治区等）等を定めることが適当である。

（2）広域連携の積極的な活用を促すための方策

市町村間又は市町村と都道府県との間で広域に連携することにより、事務をより適切かつ効率的に処理するため、従来から、地方自治法においては、一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託など、多様な事務の共同処理の仕組みが設けられている。このような事務の共同処理の仕組みが一層活用されるよう、地方公共団体のニーズを踏まえた制度の見直しを行う必要がある。

すなわち、事務の委託については、基本的には事務権限が委託団体から受託団体に移動する仕組みとなっているため、事務を委託しよとする団体が制度の活用躊躇するとの指摘もある。このため、委託団体が事務処理の状況を把握し、受託団体に対して意見を提出しやすくなるよう、制度改正を含めた検討を行うことが適当である。

また、機関等の共同設置については、現行の機関及び職員の共同設置に加え、効率的な行政運営や小規模市町村の事務の補完を可能とするため、内部組織、事務局及び行政機関についても共同設置が進められるよう、制度改正を含めた検討を行うことが適当である。

（3）小規模市町村における事務執行の確保のための方策

小規模市町村においても、人口減少・

少子高齢化の進行、人口の流出等による家族や地域の相互扶助機能の衰退が見られる中で、住民が期待する行政の役割は大きくなっている。

市町村に求められる行政サービスを提供するためには、一定の行政基盤を有している必要があるが、小規模市町村においては、組織や職員の配置などの事務処理体制や財政基盤が必ずしも十分ではなく、特に福祉・保健分野などにおける専門性の高い事務を担う専門職員を配置した事務処理体制の整備が課題となっているとの指摘もある。

将来にわたってこのような小規模市町村の事務処理体制を整備していくためには、市町村合併による行政基盤の強化、また、周辺市町村との様々な形態の活用による広域連携の方法に加え、なお、これらによって必要な行政サービスを安定的に提供することが困難と考えられる小規模市町村があればその選択により、法令上義務付けられた事務の一部を都道府県が代わって処理することも考えられる。

しかしながら、こうした方策については、様々な論点や是非についての考え方があり、また、地域の実情も多様であることから、関係者と十分な意見調整を図りつつ、多角的に検討がなされる必要がある。

（4）大都市圏の課題への対応

大都市圏においては、今後、地方圏に比べて急速な高齢化が進行し、また、昭和30年代から40年代にかけての人口急増期に集中的に整備した公共施設が一斉に更新時期を迎えるため、これらに伴う財政負担の急増が見込まれている。

また、大都市圏においては、先に述べたとおり、面積が小さな市町村が数多く存在しており、行政サービスの受益と負担が一致しておらず、行政運営の単位があり方が課題となっている。

大都市圏の市町村は、他の地域に比して人口密度が高く市街地も連たんしており、市町村合併や広域連携による高い効率化効果が期待でき、広域連携の推進に加え、自らの判断による合併の可能性も視野に入れて将来の都市像を描いていくことも考えられる。

大都市圏の市町村は一般的に人口が多く、合併によりさらに人口規模が拡大する場合などは、住民自治の充実を図る観点からも、旧市町村単位でのまとまりを維持することができる仕組みについて幅広く検討を行うことが適当である。

（5）「小さな自治」への対応

住民自治の強化や住民と行政との協働の推進などを目的として、第27次地方制度調査会の答申を踏まえ、地方自治法上の制度としての地域自治区や合併に際して設置される地域自治区等が制度化されたところである。

住民自治や住民と行政との協働については、それぞれの地域の自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるべきものであり、今後、地方自治法に基づく地域自治区については、地域の実情に応じて住民自治等を推進する仕組みとして、一層の活用が図られることが期待される。

現在、地方自治法に基づく地域自治区は、市町村の全域にわたって設置するものとされているが、地域自治区制度の一層の活用を促す観点からは、市町村の判

断により当該市町村の一部の区域を単位として地域自治区を設置することもできるようにすることについて検討すべきである。

また、地域自治区については、地域協議会の構成員について公選の手続による選任を認めるべきではないか、地域協議会に一定の決定権を付与してはどうか、地域協議会の構成員の要件を通勤・通学者や当該区域で一定の活動を行っている者にまで拡大すべきではないかなど意見があった。

これらの点については、長の附属機関である地域協議会の構成員と公選された長との関係や公選された議員により構成される市町村の議会との関係をどう考えるか、さらには、地域自治区や地域協議会そのものについてどの程度の代表性と権限を持つものとするかなど観点から、慎重に検討すべきである。

さらに、地域においては、コミュニティ組織、NPO等の様々な団体による活動が活発に展開されており、地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、地域コミュニティの活性化が図られることが期待される。

そのための方策としては多様なものが考えられるが、近年特に、地域のコミュニティ組織における経済活動がコミュニティの活性化の重要な要素となってきたこととの指摘を踏まえ、その実態等を勘案し、さらに必要な検討を行っていくべきである。

第2 監査機能の充実・強化

地方行政に対する住民の信頼を確保

し、透明性のあるものとしていくためには、地方公共団体自らのチェック機能を高めていくことが重要であり、地方分権が推進されていく中、地方公共団体における監査機能の果たす役割はさらに増している。

一方、自律的な地域経営や財政状況の健全化が求められている中で、一部の地方公共団体において、不適正な財務処理が行われる等の問題が生じており、現行の監査委員制度や外部監査制度が十分に機能していないのではないかという指摘も見られる。

このような状況を踏まえ、地方公共団体における監査機能の一層の充実・強化を図るため、監査委員制度及び外部監査制度について、以下のような方向で見直しを行うことが必要と考えられる。

1 監査委員制度の充実・強化

監査委員制度については、これまで独立性の強化や専門性の確保を図る観点から、識見を有する監査委員のうち当該地方公共団体の常勤職員であったいわゆるOB委員の就任制限や、条例により識見委員の定数を増加することができるとするなどの改正が行われてきた。

地方公共団体の自主性・自律性が拡大する中で、住民の信頼の下に地方行政の適正な運営を確保していくためには、さらなる監査委員制度の充実・強化が必要となるものであり、監査委員の独立性の強化や監査の透明性の確保等について、さらに必要な改善を図るべきである。

(一) 監査委員の選任方法と構成

監査委員の独立性を強化し、適正な監査を確保する観点から、監査委員の選任

方法や構成について、以下のような検討を行った。

現行制度においては、監査委員の選任方法は、長が議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者及び議員のうちから選任することとされており、また、監査委員の構成は、当該地方公共団体の常勤職員であった者は1人以内、議員のうちから選任される者は2人以内とされている。

この点について、監査を受ける立場である長が監査委員を選任しているため、監査委員の独立性が十分に確保されていないのではないかとといった指摘がある。

また、議員のうちから選任されるいわゆる議選委員については、短期で交代する例が多いことや、当該地方公共団体の内部にある者であり、その監査が形式的になりがちではないかとの指摘がある。

このため、監査委員の選任方法を議会の選挙によることに改め、長からの監査委員の独立性を確保することが適当であるとの意見があった。さらに、議会の選挙の際の候補者の選考方法についても、地方公共団体の判断で公募ができるようにするなど選択の余地を設けるようにすべきとの意見があった。

また、その際には、長とともに議会も監査委員の監査の対象となっており、監査委員は、長からだけでなく議会からも独立した存在とする必要があることから、議選委員を廃止し、議会は当該地方公共団体の行政全般にわたって幅広い見地から執行機関をチェックするという本来の機能を果たしていくべきとの意見が多々見られた。

これに対し、特に議選委員の廃止について、適任者を選任するという観点から議員を含めて監査委員としての適性を判断したうえで選任すべきという意見や、執行機関を監視するという議会の役割にかんがみると議選委員は維持されるべきとの意見、また、監査委員の選任を議会の選挙とすることについては、慎重に検討すべきとの意見もあり、賛否両論があったところである。

さらに、議選委員を廃止しないのであれば、監査委員の構成について、現在、都道府県及び政令で定める市における議選委員は2人以内とされているが、これを1人以内とすべきという意見や、公選による監査委員の選出を可能とすべきとの意見があったところである。

現行制度の下においても、議選委員が2人以内とされている団体において議選委員を1人とすることや、条例により識見を有する委員を増やすなどの取組が行われているところであり、制度の範囲内においても、専門性を強化する観点から地域の実情に応じた取組が行われることが期待される。

また、公選により監査委員を選出することについては、監査委員に対する住民の意識が醸成される必要があるのではないか、監査委員として専門的な能力を有する人材の立候補が期待できるのかどうかなどの課題もある。

このようなことから、監査委員の選任方法や構成については各地方公共団体における今後の行政運営や監査機能の強化のための自主的な取組の状況を踏まえつつ、監査委員を公選により選出することも含めて引き続き検討を行う必要がある。

(二) 監査能力の向上と実施体制の強化

地方分権の進展等に伴い、地方公共団体の処理すべき事務は今後さらに高度化・多様化するものと考えられる。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、地方公共団体の財政状況に関する一定の指標の整備及び公表が義務付けられることとなり、この指標の議会報告及び公表に際しては、監査委員の審査に付すこととされている。これらを踏まえ、監査委員及び監査委員事務局の一層の能力向上が求められている。

監査能力の向上を図るためには、監査委員の専門性を高めるといった見地から、弁護士、公認会計士又は税理士の資格を有する者、会計検査や監査の実務に精通している者等の積極的な登用を促進していく必要がある。その際には、行政改革の観点にも配慮しつつ、条例により識見委員の定数を増加させることも考えられる。

監査委員事務局については、現行制度上、都道府県においては設置が義務付けられており、市町村においては条例の定めるところにより置くことができることとされている。

監査体制の強化を図る上で、監査委員事務局は重要な要素であり、監査委員事務局を単独で設置することのほか共同設置することも有効であると考えられる。しかしながら、現行制度上は、共同設置を可能とする規定がなく、事務局職員を共同設置することにより対応することとなる。今後、監査委員事務局の共同設置の促進を図るためには、事務局の共同設置を可能とする制度改正が検討されるべきである。

政 策

なお、市町村に対し監査委員事務局の設置を義務付けることについては、地方公共団体の自主組織権に関する新たな制約となることから、地方分権改革推進委員会の議論において地方公共団体に対する義務付けの見直しが進められていることにも配慮し、慎重に考えるべきである。

また、監査委員事務局の職員の大部分を、長部局からの出向による職員が占めることにより、監査委員事務局の長部局からの独立性の確保が不十分となるのではないが、監査事務に精通した職員の育成が困難となるのではないかと指摘がある。

この点については、監査委員事務局と他の執行機関との人事異動を制限するべきではないかといった意見もあったが、逆に優秀な人材の確保が困難となるのではないかと、特に小規模団体において人事の硬直化が進むのではないかと懸念も拭いえない。

現行制度上、代表監査委員は事務局職員の任免権を有していることから、専門性を有する優秀な人材を確保するため、代表監査委員が外部登用を含め任命権を実質的に行使していくことが重要である。

さらに、監査委員や事務局職員の資質の向上の観点から、専門性を高めるための研修を充実していくことが必要である。

(3) 監査の実効性・透明性の確保

監査結果の報告及びこれに添えて提出できる意見についての決定は、監査の慎重な実施を期するとともに監査の社会的信頼を確保するという趣旨から、監査委

員の合議によることとされている。

現行の合議による制度においては、監査結果の報告等の決定に当たっては全監査委員の意見が一致することが必要とされているため、全監査委員の意見が一致しないときには、監査結果の報告等が行われないこととなる。

監査の実効性を高めるためには、監査結果の報告及びこれに添えて提出できる意見の決定については多数決によることのできるものとし、少数意見を付記して公表することが適当である。このことにより、個々の監査委員の視点も明確となり、監査の透明性の確保にも資するものと考えられる。

また、長等は、監査結果に基づき、又は監査結果を参考として措置を講じたときは、その措置状況を監査委員へ通知し、これを監査委員が公表することとなっているが、措置を講じない場合においては、その旨を通知することはされていない。

監査の実効性を高めるため、監査結果の報告等に対し何ら措置を講じなかった場合においても、その旨を監査委員へ理由を添えて通知することが適当である。このことは、長等が、監査結果に対し説明責任を果たすことにもつながるものである。

2 外部監査制度のあり方

外部監査制度は、第25次地方制度調査会の答申に基づき、平成9年の地方自治法の一部改正により創設されたものである。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体に属さない一定の資格等を有する専門家が地方公共団体と

の契約に基づき監査を行うことにより監査の独立性・専門性を強化することを目的としている。

制度の創設後10年が経過し、様々な実績が積み重ねられてきたところであるが、一方で、市町村において導入が進んでいないという実態もあり、外部監査の充実・導入促進の観点から、必要な改善を図るべきである。

(1) 包括外部監査の監査方法

包括外部監査は、監査の独立性・専門性を強化する観点から、監査対象の選定を包括外部監査人のイニシアティブに委ねることとされているが、これに加え、包括外部監査人の専門性にかんがみ、決算の財務書類の監査を必ず包括外部監査人が監査する事項としてはどうかとの指摘がある。

株式会社等の会計監査人は、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を監査することとされているが、地方公共団体においても、特に決算の財務書類の監査について専門性が要求されることである。したがって、決算の財務書類を包括外部監査人の必要監査事項として義務付けることにより、監査の実効性を高めるということが考えられる。

この点については、これらの監査を包括外部監査人が行うとした場合には、業務が膨大となることに伴う費用の増加や包括外部監査人となり得る資格者が限定されること等の課題があることから、引き続き検討を行う必要がある。

(2) 外部監査の導入促進

① 包括外部監査
包括外部監査については、都道府県指定都市及び中核市に義務付けられ、そ

他の市町村においては、条例により導入することができることとされている。包括外部監査を導入した地方公共団体においては、毎会計年度、包括外部監査契約を締結しなければならないものとされ、契約の期間内に少なくとも一回以上包括外部監査人による監査を受けなければならないものとされている。

現在、包括外部監査は、義務付け対象団体以外の団体では導入が進んでおらず、義務付け対象団体の範囲を拡大するべきではないかとの指摘がある。

一方、包括外部監査については、毎会計年度、必ず外部監査を受けなければならないため、財政面等で過大な負担が生じているとの意見が出されているところであり、このことが、包括外部監査の導入の支障となっているのではないかと指摘もある。

包括外部監査の導入を促進する観点から、毎会計年度外部監査を受ける方式に加え、条例により複数年度に一回包括外部監査を受ける方式を導入することが適当である。

指定都市及び中核市以外の市町村への包括外部監査の義務付けの拡大については、今回の監査制度及び包括外部監査制度の見直しによる監査機能の充実・強化の状況や、人材の確保や財政負担等の課題も勘案し、引き続き検討を行うべきである。

② 個別外部監査

個別外部監査については、各地方公共団体の条例により任意に導入することができることとされているが、包括外部監査と同様に導入が進んでおらず、監査機能の充実の観点からは、幅広く活用されてい

政 策

くことが求められる。

個別外部監査には、事務監査請求、議会の請求、長の要求及び住民監査請求に基づく4種類のものがあるが、現行では、いずれも条例を定めなければ行つことができないこととされているため、住民が個別外部監査を請求しようとする場合、条例が制定されていなければ請求することができない。

住民による監視機能の充実や個別外部監査の導入を促進する見地からは、いずれの個別外部監査においても導入の前提として必要とされている条例の制定を不要とすることが適当である。

③小規模団体における外部監査の導入促進

小規模団体における外部監査の導入については、コストや人材の確保の課題が指摘されているが、地方公共団体の共同の外部監査組織の設置や外部監査人の有資格者に関する情報提供など外部監査人となる人材の確保を支援する方策について、今後引き続き検討していく必要がある。

④外部監査の実効性の確保

外部監査の実効性を確保するためには、地方公共団体の事務の改善につながる有効な外部監査が実施されることが重要であり、外部監査人に対して外部監査の具体的事例の紹介により情報提供を図るなどの方策が必要である。

第3 議会制度のあり方

議会は、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と、執行機関の監視を行う機能を担っているが、十分にその役割を果たしていないのではないかと

などの指摘がなされるお見られるところである。

地方分権の進展等に伴い、地方公共団体の処理する事務は今後さらに増大するとともに、事務の処理に当たっても、条例により自主的に定めることのできる範囲が拡大するなど、地方公共団体の責任領域が拡大するものと考えられ、議会機能のさらなる充実・強化が求められている。

近年、それぞれの議会において、議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例を制定するなど、従来の運用の見直しに向けた動きが見られるところであり、引き続きこのような自主的な取組が進められることが期待される。

分権型社会における議会の役割が十分に発揮されるようにするためには、自己改革の取組に加え、以下のような方向での見直しを行うことが適当である。

1 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

住民自治に根差した地方行政を実現するとともに、その適正な運営を確保するため、以下のような所要の見直しを行うべきである。

(一) 議決事件

①契約の締結及び財産の取得又は処分に係る議決

契約の締結及び財産の取得又は処分については、本来、執行機関限りで処理するという考え方もあるが、現行制度においては、地方公共団体の財政運営に与える影響等にかんがみ、政令で定める基準に従い条例で定めるものについては、議

会の議決を要するものとされている。

議会の監視機能を充実・強化するためには、議決事件の対象について条例で定めることができる範囲を現行よりも合理的な範囲内で拡大すべきである。

② 議決事件の追加

議会の議決事件については、地方自治法第96条第1項において議決しなければならぬとされているもののほか、同条第2項により各地方公共団体の実情に応じ、条例で任意に追加することができることとされている。

各地方公共団体においては、中長期的な地域の課題を議会で議論するため、総合計画やその他の法定の計画を議決事件として追加するなどの取組が行われており、このような手法によって、一層議会の審議の活性化が図られることが期待される。

また、現在法定受託事務は議会が条例により追加することができる議決事件から除外されているが、第28次地方制度調査会においても答申されたとおり、法定受託事務も地方公共団体の事務であることからすれば、これを議決事件として追加できるようにすることが適当であるものと考えられる。この点については、法定受託事務のうち議決事件として追加することが適当でないと考えられるものについての措置を講じていくべきかなどについて、検討していく必要がある。

(二) 議会の監視機能

① 議会に経営状況の報告を要する法人の範囲の拡大

長の調査権の対象となる法人及び長が議会に経営状況の報告を要する対象となる法人は、現行制度においては、当該地

方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等とされている。

この点については、現在、監査委員の監査が資本金等の4分の1以上を出資している法人等にまで及んでいることなどを踏まえ、議会の監視機能を高めるという観点から、長の調査権の対象となる法人及び長が議会に経営状況の報告を要する対象となる法人についても、当該地方公共団体が資本金等の4分の1以上を出資している法人等のうち、条例で定めるものにも拡大することとすべきである。

② 住民訴訟と議会の議決による権利放棄
住民訴訟のうち、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づきいわゆる4号訴訟は、住民が、違法な財務会計上の行為等を行った職員又はその相手方に対して損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを、当該地方公共団体の執行機関等に求める訴訟とされている。

近年、議会が、4号訴訟の係属中に当該訴訟で紛争の対象となっている損害賠償請求権を放棄する議決を行い、そのことが訴訟の結果に影響を与えることとなった事例がいくつか見られるようになってきている。

4号訴訟で紛争の対象となっている損害賠償又は不当利得返還の請求権を当該訴訟の係属中に放棄することは、住民に対し裁判所への出訴を認めた住民訴訟制度の趣旨を損なうこととなりかねない。このため、4号訴訟の係属中は、当該訴訟で紛争の対象となっている損害賠償又は不当利得返還の請求権の放棄を制限するよう措置を講ずるべきである。

政 策

③議会における決算の認定

地方公共団体の決算は、毎会計年度、議会の認定に付さなければならぬこととされているが、仮に議会が決算を認定しない場合には、まずは、議会が、その審議等を通じ、長の予算執行や政策遂行上の問題点等決算を認定しない理由を長や住民に対して明らかにするよう努めるべきである。

また、長は、議会から指摘された問題点等に関しては、決算の審議において、その原因や善後策等を十分に説明するとともに、決算が認定されなかった場合には、住民に対してもその善後策等を説明するよう努めるべきである。

④議会の実地検査権等の監視機能

議会の監視機能は、監査委員の監査とは異なり、住民の代表機関といった立場から、当該地方公共団体の行政全般にわたって果たされるべきである。

このような見地から、議会は執行機関に対する検査権、監査請求権や調査権等を有しているところであるが、今後さらにこれらの権能を活用していくべきである。

現在、議会は実地検査を行うことができず、そのような必要がある場合には監

査委員に対する監査請求により行われることとされている。この点について、仮に議員選出の監査委員を廃止するのであれば、議会に実地検査権を付与すべきではないかとの意見や、監査委員の選任方法や構成についての検討状況にかかわらず、議会に実地検査権を付与すべきとの意見があった。これに対し、議会に実地検査権を付与することについては、議会の有する監査請求権や調査権等との関係をとどのように考えるのか等の課題があるとの意見もあつたところである。このよう

なことから、議会の実地検査権については、現在の検査権や調査権の行使の状況等も勘案しつつ、検討していくべきである。

また、議会の少数者による調査権等の行使を認めるべきであるとの意見があつたが、この点については、議会の意思決定がなされるまでの過程において、少数者の意思をどのように汲み上げ実現していくか、それぞれの議会で様々な運用を工夫していくことが適当である。

①議会活動の透明性と議会事務局等

制度的な面だけでなく、実質的な面から議会の権能を高めていくためには、議会が、住民の意思を十分に反映し、充実した審議を行うことが重要である。

そのためには、議員を選出した住民においても、議会における議論の内容や議員の活動の実態等について、積極的に関心を持つことが期待される。

議会活動については、本会議のみならず、委員会等の活動も含め、住民にわかりやすいような形で情報公開に努めるべきである。この点については、議案に対

する議員の賛否等の議論の経過や議案の情報について、インターネット等も活用して公開していくことが求められる。

②議会事務局等

地方公共団体の自主的な政策立案の範囲が拡大するとともに、その処理する事務も複雑化・高度化してきていることから、議会の政策形成機能や監視機能を補佐する体制が一層重要となる。政策立案や法制的な検討、調査等に優れた能力を有する事務局職員の育成や、議会図書室における文献・資料の充実など議会の担う機能を補佐・支援するための体制の整備・強化が図られるべきである。

2 議会制度の自由度の拡大

議会制度のあり方については、できる限り選択の余地を認める方向で見直しを行うことも、議会の機能の充実・強化に資するものであることから、以下の点について検討を行った。

(一)議員定数等

議会の議員定数については、現在、その上限を人口区分に応じて法定しているところであるが、議会制度の自由度を高めるため、定数の決定は各地方公共団体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限を撤廃すべきである。この場合において、各地方議会が議員定数を定めるに当たっては、住民の理解を得られるものとなるよう十分に配慮すべきである。

なお、議会の議事定足数について緩和又は撤廃すべきであるとの意見があつたが、一方で、議会は本来できるだけ多くの議員が出席して十分な議論がなされることを期待されるとの意見もあり、この

点については、引き続き議論を重ねていくことが必要である。

(二)議会の招集と会期

現行制度において、議会は、定例会と臨時会に分けられ、定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集し、臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集することとされている。現在は、一年間に数回、一定の会期を定めて定例会を開催するとともに、その会期以外においては、必要に応じて、臨時会を開催するという形の議会運営が一般的となっている。

議会運営の柔軟性を高めるとともに、議会活動の活性化を促す見地からは、議会運営のあり方についても、より弾力的な形態を考へていくことが求められる。

例えば、諸外国の地方議会においては、毎週定期的に会議を開催するなどの運営も行われている。このような議会運営は、多様な人材が議会の議員として活動することを容易なものとするほか、住民にとっても傍聴の機会が拡大するなどのと考えられる。我が国においても、特に、基礎自治体の議会においては、このような柔軟な議会運営を可能とする要請は高いものと考えられる。

今後一層住民に身近な議会を実現し、柔軟な議会運営を可能とする観点から、長期間の会期を設定してその中で必要に応じて会議を開く方式を採用することや、現行制度との関係や議会に関する他の諸規定との整合性に留意しつつ会期制を前提としない方式を可能とすることなど、より弾力的な議会の開催のあり方を促進するよう必要な措置を講じていくべき

本誌「閑話休題」をご執筆いただいたおりました横浜国立大学経済学部教授金澤史男氏が、六月十六日、逝去されました。

ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

政 策

きである。この場合、議場への出席を求められる執行機関について、その職務遂行に支障が生じないように配慮すべきである。

このような方策を活用することを通じて、議会における議員同士の議論を行う機会を拡充させ、議会の審議の充実・活性化につなげていくべきである。

議会の招集権については、長のみではなく議長にも付与すべきとの意見もあったが、この点については、平成18年の地方自治法の一部改正により、議長の臨時会招集請求権が認められたところであり、この招集請求権の運用状況も見ながら、なお引き続き検討していくべきである。

3 議会の議員に求められる役割等

議会の機能の充実・強化に伴い、議会の議員が果たすべき役割はますます重要なものとなっている。

議会が多様な民意を集約し、団体意思を決定していくためには、地方公共団体の住民の多種多様な層から議員が選出され、議会を構成することが重要である。このことは、今後一層議会に求められる専門性を強化することにもつながるものと考えられる。

(1) 議員の役割等

議員の主な役割は、住民の意思を把握し、これを議会における審議・討論を通じて適切な形で地方公共団体の運営に反映させることである。個別の利益の実現を図るため、行政に不当に介入し、その公正な執行を歪めるような議員の活動が見られるとすれば、住民の地方議会及び議員に対する信頼を著しく損なうものであって、このような活動を厳に慎むべき

ことはいうまでもない。

なお、議員の活動に対しては、諸外国や戦前の地方議会に見られるように実費のみ支給し、原則として無報酬であるべきとの意見がある一方、現在我が国の地方議会が有する権能、求められる役割の大きさ等からすると、一定水準の議員報酬は保障されるべきとの意見もあったところである。

(2) 勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備

現在、議会の運営としては、会期を一定期間に定め、平日昼間に集中して会議等を開催する例が一般的である。平日の朝から夕方にかけて仕事に従事している勤労者が議員として活動することを容易にするため、例えば、夜間、休日等に議会を開催するなどの運用上の工夫を図ることが考えられる。

また、勤労者について、立候補を容易にするため、これに伴う休暇を保障する制度や、議員活動を行うための休職制度、議員の任期満了後の復職制度等を導入することなどが考えられる。この点については、我が国における労働法制のあり方やその背景となる勤労者の意識、勤務実態等にも関わる課題であることから、まずは、議会の活動を社会全体で支えるべきであるという意識の醸成に努めつつ検討していくべきである。

議員の構成については、女性の議員が男性の議員に比べて割合が低く、偏りが見られることから、議会の運営上の工夫を含め、女性の議員をさらに増やすための方策について、諸外国の取組などを参考として検討すべきである。

公務員については、現行制度におい

て、職務専念義務が課せられ、また、公務の中立性の観点からその政治的行為が制限されているほか、公職への立候補の制限、地方公務員については地方議会の議員との兼職の禁止等の規制がされている。

公務員が地方議会の議員として活動することは、行政分野に通じた人材が議員として活動することとなり、有益な面があることから、公職への立候補制限の緩和や、地方公務員と当該地方公務員が所属する地方公共団体以外の団体の議会の議員との兼職禁止の緩和などの方策が必要ではないかとの意見がある。

この点については、公務員が政治的活動と密接不可分である議員活動を行うことについての社会的な理解が得られることが前提となることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務のあり方等にも配慮しつつ、前記のような休暇制度、休職・復職制度等の導入に関する検討と併せて、引き続き検討の課題としていくべきである。

(3) 議員の位置付け

議員の活動は、議会における審議・討論にとどまるものではなく、政策形成のための調査研究活動や住民の意思を把握するための諸活動等、広範にわたることから、議員の位置付けやその職責・職務を法制化すべきであるとの意見がある。

この点については、今後の地方分権の進展や議会機能の充実・強化に伴う議員の活動の実態を踏まえ、政治活動と公務との関係、議員の活動についての住民への説明責任のあり方、職責・職務の法制化に伴う法的効果等を勘案しつつ、引き続き検討することが必要である。

何かと面倒な相続手続き、
お手伝いいたします。

遺産整理業務
[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

三菱UFJ信託銀行
MUFJ

お問い合わせは ☎0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00 (祝日等を除く)
(回線がつかまりましたら 目印を押してください。)

私たちは資産を守る
パートナーです。

金融資産の運用から相続対策、遺言、不動産等まで、私たちはお客様のパートナーとして、世代を超えて、お付き合いさせていただいております。
まずは、お気軽に相談ください。
皆さまからの電話やご来店を、心よりお待ちしております。

資産の話をしませんか。
信託世代の、
住友信託銀行

●資料のご請求は下記までお問い合わせください。
インフォメーションデスク
0120-897-117

活 動

全国町村会

骨太方針2009(素案)に対し意見

道州制導入に向けた「検討機関」の設置に反対



△河村官房長官(右)に要請する山本全国町村会長(左)

全国町村会の山本文男会長(福岡県添田町長)は、6月15日、首相官邸で河村建夫官房長官を訪ね、「経済財政改革の基本方針2009(素案)」に対する意見」を提出した。河村官房長官との会談の中で山本会長は、「道州制の導入は時期尚早」と述べ、政府においても慎重な検討を求めた。意見書は次のとおり。

「経済財政改革の基本方針2009(素案)」に対する意見

全国町村会は、昨年末の「全国町村長大会」において、全国の町村長の総意により「市町村の強化合併につながる道州制には断固反対」する旨の特別決議を採択し、政府・与党に対し申し入れをしてきたところである。

しかしながら、本会からの申し入れは一顧だにされず、「基本方針2009(素案)」に、道州制基本法(仮称)の制定に向けて内閣に「検討機関」を設置することが記載されていることは誠に遺憾である。

そもそも、道州制導入のこれまでの議論は政府や財界主導によるものであり、主権者たる国民の感覚から遊離したものとなっている。

道州と基礎自治体という二層構造を想定し、地域の実態を顧みることなく単なる数合わせで一律につくられた基礎自治体は、真の自治の担い手とは成り得ない。人口が一定規模以上でなければ基礎自治体足り得ないとする考え方は、現存する町村と多様な自治のあり方を否定するものである。

それぞれの地域には歴史、文化、慣習、伝統といった地域の特色があり、国土の多様な姿に見合った多彩な基礎自治体が存在することがこの国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿である。

よって、これ以上国民不在の議論を続け、町村の存在を否定する道州制の導入には断固反対であり、道州制基本法(仮称)の制定に向けた「検討機関」の内閣設置は容認できない。

活 動

新たな過疎対策法の制定で要請活動

全 国
町 村 会

全国町村会は6月19日に開催した常任理事会で「新たな過疎対策法の制定に関する要望」を決定し、望月秀次郎政調委員（山梨県南都町長）、吉岡珍正政調委員（高知県越知町長）が要望事項実現のため、園田博之自民党政務調査会長代理、玉澤徳一郎自民党過疎特別委員長ほか関係国会議員に対し実行運動を行った。

同要望を受け、園田自民党政調会長代理は「皆さんの思いをしつかり受け止め、過疎法は延長しなければならないと考えている。現在、法律の内容を充実させる方法について検討している」と述べた。要望書は次のとおり。

新たな過疎対策法の制定に関する要望

過疎地域の振興対策については、4次にわたる特別措置法により、社会基盤整備が着実に図られるなど一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域は、引き続き人口減少が続いており、若年層の流出、少子・高齢化の急速な進行、地域産業の衰退による様々な格差の拡大が見られるほか、財政基盤が脆弱であるなど従前にもまして厳しい状況にある。

特に、基幹産業である農林水産業

の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による生活交通問題、情報通信格差の拡大、維持が困難な集落の増加など新たな問題が顕在化している。

こうした厳しい状況に直面しつつも、過疎地域は、食料供給、環境保全、水源かん養など国民の生存を支える重要な役割を果たすとともに、豊かな自然、貴重な文化・伝統を受け継いでいる。

このような公益的・多面的機能は、地域に人が住み、過疎地域が持続的に発展することにより発揮されるものであることから、国全体で維持していくとともに未来の世代に引き継ぐ必要がある。

よって政府・国会は、過疎地域の維持・発展が都市部を含む国家的な課題であるとの認識のもとに、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が失効する平成22年4月以降においても、過疎地域の特性に応じた総合的な施策を積極的に展開するため、新たな過疎対策法を制定すること。

季節の俳句カレンダー

くちなわの目から離れて山下る

沢田改司

季語は「くちなわ」で「蛇」のこと。その姿形から「朽ちた縄」に喩えられた古語で、忌み嫌われた「蛇」という言葉に代えて使われたといわれる。作者は詩的なイメージに重きを置かれたと思うが、山歩きや山仕事の途中で見かけた時には、まずは驚き、早く遠くへ行ってしまうと思うのは誰しものことだ。マムシのような毒蛇ならなおさらである。まず、その目の届かぬ所へ「離れて」、急いで「山を下る」とはまさに実感のこもった一句ではある。

軟らかに呼吸している夜の噴水

白石司子

季語は「噴水」。公園や駅前広場に池があるだけでも潤いがあるが、その中央に大きな噴水が上がる景色はいかにも夏らしく、涼しさを感じる。高く低く、強く弱く、回転させたり、傘のように丸く広がったり、さまざまに変化させるものが最近では多く見られる。それが夜になると単純な吹き上げだけになるのだろうか。噴水にも休む時間が必要とでもいっように静かな動きになる。それを「軟らかに呼吸」とあたかも生き物のように表現したことはいっそう親しみを感じる。

わらひつつ山を離るる桐一葉

遠山陽子

「桐一葉」は「桐一葉落ちて天下の秋を知る」に由来する初秋の季語。「山笑う」という春の季語があるが、その頃は笑う木々の影の存在であった「桐」の葉が、今後は先を切るのを自慢げに「笑う」がごとく風に乗って山を「離れ」て行く」と詠んでいる。古くは「桐には鳳凰が宿る」といわれており、「天下の秋」が時代の変革をも意味しているのではと先走った見方も出来る。上五の「わらひつつ」が作者ならではの大きな展開を示している。

政 策

低炭素社会を踏まえた林業活性化を

— 排出量取引、間伐材の利用拡大など提言 —

— 2008年度森林・林業白書 —

政府は5月、2008年度版の森林・林業白書を閣議決定した。08年に開かれた洞爺湖サミットや、同年から約束達成期間が始まった京都議定書を踏まえ、低炭素社会の実現をテーマに森林整備の重要性を強調。化石燃料の代替として木質バイオマス燃料の活用、木材製品の二酸化炭素(CO₂)貯蔵効果などを強調し、間伐材の利用拡大や排出量取引などを利用した林業活性化を提言しているのがポイントだ。

白書は、1年間の特徴的な動きを特集したトピックスのほか5章で構成。トピックスでは、①低炭素社会の実現に向けた林業分野の新たな取り組み②経済危機に対応するための林業分野の雇用創出③ロシア材輸入の減少と対応④製紙原料への間伐材利用⑤岩手・宮城内陸地震による山林災害への復旧対策①の5テーマについて報告した。続く1〜5章では、トピックスで取り上げた内容をより詳しく説明している。

排出量取引など新たな仕組みを紹介

今回の白書で、もっとも大きなテーマとして掲げた低炭素社会の実現については、トピックスと第1章で集中的に取り上げた。まずトピックスで、地球温暖化対策に森林が貢献できる新たな仕組みとして、08年度から始まった排出量取引の国内統合市場の試行的実施と、カーボン・オフセットの新たな仕組みについて紹介。その上で、第1章では2つの制度の活用を通じて、森林の間伐推進や木質バイオマス燃料の需要を掘

り起こすことを提案している。

日本の排出量取引市場の仕組みは、企業が自主的に二酸化炭素(CO₂)の排出量目標を設定。設定した目標以上の削減をクレジットとして、目標未達の企業に売却できる。また中小企業や公営企業などに対し、技術と資金を持つ企業が排出量削減を支援した場合、支援によって得られた中小企業などの排出量削減分を「国内クレジット」として、自社の削減分にカウントすることも可能だ。またカーボン・オフセットとは、自らの炭素排出量を認識し、自らの削減努力に加え、別の場所やほかの

人が実現した排出削減を購入することで相殺(オフセット)する取り組み。企業に限らず、環境意識の高い個人や団体などが幅広く参加できる。国内では、カーボン・オフセットの信頼性確保のため、08年11月に排出削減の認証や、売買できる排出削減分(クレジット)の発行などについて定めた「オフセット・クレジット(J-VÉR)制度」が始まった。

新制度活用で林業の採算向上を

白書では、これらの新制度で、木質バイオマス燃料や森林整備に新たな需要が生まれることにより、「森林の二酸化炭素吸収機能や木材利用による排出削減機能に対して経済的な価値を付与」すると期待。この収益を山元に還元する結果、「林業の採算性向上につながり、山村の活性化が図られる」と指摘している。

その観点から、木材利用や森林活用の取り組みについて、第1章で14の事例を紹介。うち新制度活用例としては、既に始まっている取り組みとして①電力会社と商社が、福岡県の温泉施設に資金協力して木質バイオマス燃料用ボイラーを設置し、国内クレジットを創出する例②林地に放置されている未利用の間伐材(林

表 1. 我が国の森林吸収量の状況

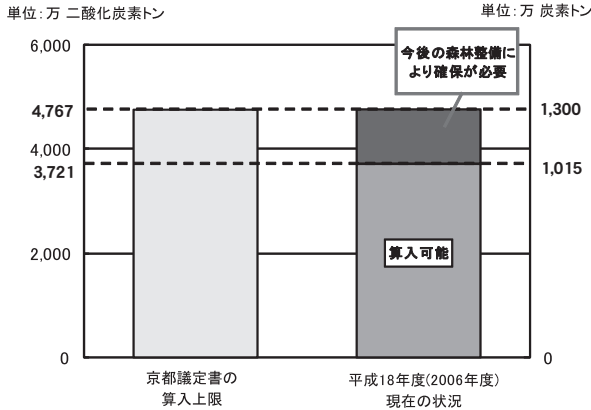
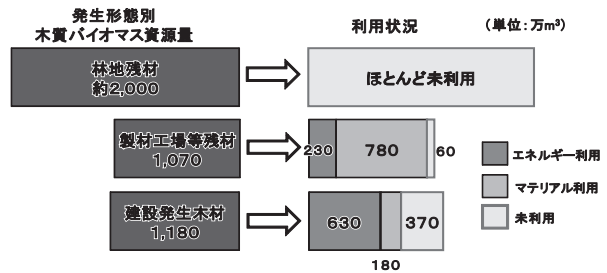
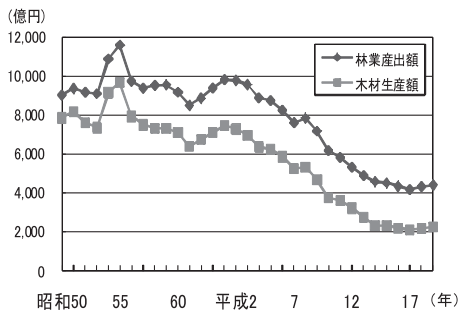


表 2. 木質バイオマスの発生量と利用の現況 (推計)



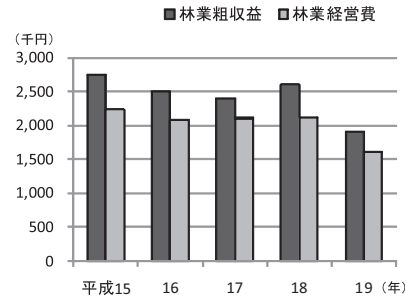
・林地残材: 林野庁「平成19年木材需給表」等から推計
 ・製材工場等残材: 農林水産省「農林水産統計(木質バイオマス利用実態調査(平成17年))」、林野庁「平成19年木材需給表」等から平成19年時点で推計
 ・建設発生木材: 国土交通省「平成17年度建設副産物実態調査」、(財)日本住宅・木材技術センター報告書等により推計

表 3. 林業産出額の推移



資料: 農林水産省「生産林業所得統計報告書」、「平成19年 林業産出額」

表 4. 林業所得の推移



資料: 農林水産省「林業経営統計調査」
 注: 調査対象は、保有山林面積が50ha以上で林木に係る施業(育林、伐採および素材生産)を行っている林家、又は保有山林面積が20ha以上50ha未満で、過去1年間の林木に係る施業労働日数が30日以上林家。

第2章では、まず08年に策定された23年度までの新たな全国森林計画を紹介。同計画では、間伐量を前期計画比36%増の4億500万立方メートル

間伐推進に公的関与の必要性強調

ほか、木材の炭素貯蔵効果に着目し、木造住宅とコンクリート住宅などの炭素貯蔵量を比較。さらに建築物や家具から紙類など再利用を重ね、最終段階で化石燃料の代替燃料とするなど「多段階での木材利用を進めることが理想」と提言している。

「山村」に所在するクレジットの売り手と、都市部の企業などの買い手を結びつける仕組みも必要になる」とも指摘。その上で、クレジット事業の掘り起こしや、都市部の買い手とのマッチングなどの事業を行う民間の「山村再生支援センター」の取り組みを紹介した。

地残材)を火力発電所の燃料として使用し、発生したクレジットをオフセット実施者に売却。得られた資金を森林整備に活用する高知県の例③新宿区が長野県伊那市と提携し、同市の市有林の整備により得られた排出削減量を区の排出量とオフセットする例④などを取り上げている。

「林業山村の活性化」をテーマとした第3章では、木材価格の下落を

林業の施業集約化を提言

一方、今後の森林の育成について、「森林の持つ多面的機能をどのように持続的に発揮させていくかが課題」と指摘。林業公社の経営改善とともに、地域ごとに「長伐期化・複層林化といった多様な森林への転換などを検討していく必要がある」と訴えている。

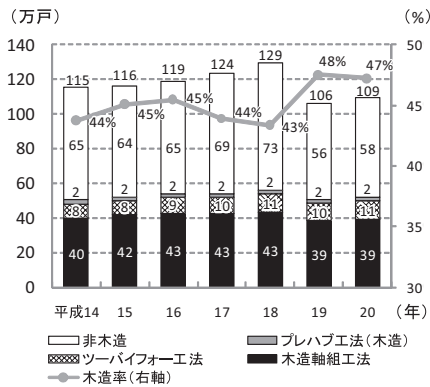
特に京都議定書の関連では、森林吸収量1300万炭素トンを確保するため、07年度から12年度までに計330万ヘクタールの間伐を進めることを目標としている。そのためには「森林所有者や地方公共団体の負担軽減を図る必要がある」とし、08年度から間伐経費を地方債の対象とする措置や、国から市町村への新たな交付金制度の創設などを紹介した。

また優良な森林確保に加え、京都議定書の約束達成に向けた観点から、間伐推進に対する公的関与の必要性を強調した。

トル、育成複層林の面積を現状の67%増の159万ヘクタールとするなど、目標を大幅に増加させている。

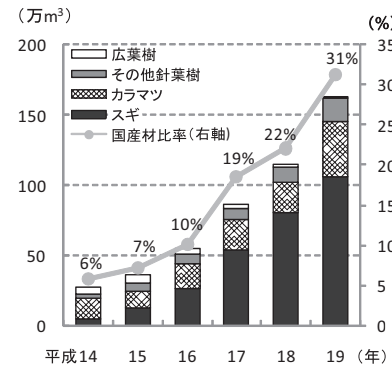
政 策

表 5. 工法別の新設住宅着工戸数と木造率の推移



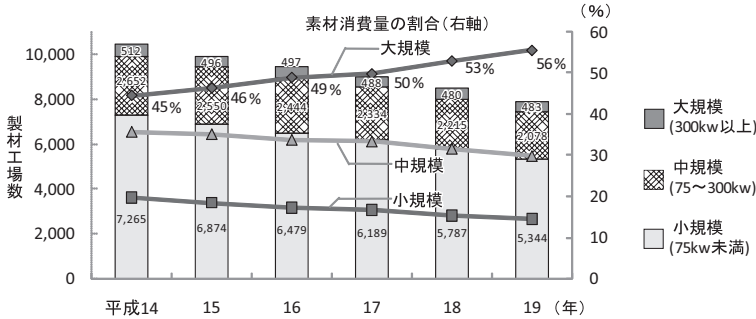
資料：国土交通省「住宅着工統計」

表 6. 合板用材への国産材供給量の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」

表 7. 出力規模別の製材工場数、素材消費量の割合の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」

注：製材工場出力数と年間素材消費量の関係は次のとおり。

75kw未満：2千㎡未満、75kw以上300kw未満：2千㎡以上1万㎡未満、300kw以上：1万㎡以上

背景とした、長期的な採算悪化による林業活動の停滞を危惧。林業産出額については、10年ぶりに前年比増加した06年に続き、07年も増加したが、ピーク時の1970年に比べるると4割弱程度に落ち込んでいる。

こうした状況の林業を活性化するため、「経営規模の拡大や生産コストの低減を図ることが必要」と指摘。具体的には、間伐などの施業の集約化や、森林組合が中心となった、高性能機械と高密度路網の整備を組み合わせた低コスト作業システムの導

第4章は、林産物需給と木材産業の状況について報告した。まず世界の木材需要に関しては、長期的に増加傾向にあるとした上で、産業用丸太の輸入では中国が、輸出ではロシアが大幅に増加している現状を紹介した。ただ輸出国として存在感を増しているロシアは、07年から関税率を段階的に引き上げており、「わが国を始め世界の木材需給に大きな影響」を与えることを懸念している。

一方、国内の木材需要量は、07年は建築確認を厳格化した改正建築基準法の影響で、新設住宅着工戸数が

国産材利用に追い風も

08年はこれに景気後退が追い打ちをかけ、43年ぶりに需要が8000万立方メートルを割る見通し。ただ、ロシア産北洋材など外材供給に不透明感があることから、木材自給率はむしろ上昇傾向にある。さらに、曲がり材や小径材も集成材などに加工できる技術も整ってきたことから、製材工場や合板工場では原料を国産材に転換する動きがみられるなど「国産材を取り巻く状況は大きく変わりつつある」と指摘した。

こうした状況を追い風に、国産材の需要を伸ばすためには、木材産業が林業サイドと連携を図りつつ、品質・性能面における需要者ニーズや、産地や樹種にこだわる消費者ニーズに応じた製品の供給体制を整えることが必要、と提言している。

第5章では、08年12月に新たに策定した「国有林野の管理経営に関する基本方針」について紹介。基本方針では、公益的機能の維持・増進、地球温暖化防止策の推進、生物多様性の保全などを柱としており、それらの実現に向けた各地の取り組みなどを紹介している。

(時事通信社 前田 英州)



夕陽を宝に活力あるまちづくり

協働で取組むふるさと西伊豆の再発見



西伊豆町の風景

西伊豆町は都心から約3時間、静岡県東部の、伊豆半島西海岸のほぼ中央に位置し、西側は駿河湾に面し、東側は急峻な天城山系が連なる自然に囲まれた美しいまちである。

平成17年4月に、ガラスの原料であるケイ石の一大産地であった賀茂村と、かつて鯉漁で栄え、堂ヶ島などの一大観光地を擁する西伊豆町が合併し、人口約11,000人、面積105・52平方キロメートルの新「西伊豆町」としてスタートした。

全国的にも有名な景勝地である堂ヶ島や黄金崎などと豊富な湯量を誇る温泉を活用した観光産業をはじめ、駿河湾を舞台とした漁業、天城山系の清らかな湧水によるわさび栽培に代表される農業など、豊かな自然を背景に人間らしい生活が営まれている。

そんな当町において現在町のキャッチフレーズでもある「『ふるさと』と言いたくなる夕陽のまち」を目指し、「夕陽」を地域資源として捉えた協働での「夕陽のまちづくり」が進められているのである。

夕陽日本一宣言!!

町域の殆どが国立公園・名勝に指定された当町の海岸や島々、奇岩を前景に駿河湾へ沈む夕陽は非常に美しく、町民の原風景の1つとなっている。中でも日本夕陽百選にも選定された大田子海岸からの夕陽は格別のものである。

この大田子海岸からの夕陽で特筆すべきはその美しさに加え、1年のうちで春分と秋分の日前後だけ「男島・女



にし い ず ちょう

静岡県 西伊豆町

△大田子海岸の夕陽。毎年春分の日と秋分の日、男島・女島の真ん中に夕陽が沈む。手前の岩が奇岩「メガネツチヨ」。

フォーラム

島」からなる田子島の真ん中に夕陽が沈み、地元で「メガネツヨ」と呼ばれる、丸い穴のあいた奇岩から夕陽の光がキラリと差し込むという点にあり、この夕陽の感動を皆で楽しもうと、平成7年より田子地区の住民が主体となり、お彼岸の夕陽を町民で楽しむ手作りのイベント「夕陽をみる会」が開催されてきた。

元来太陽は日本人にとって特別な存在であり、古くから朝日や夕陽をモチーフとした歌や文学が数多く作られ、日々の生活の中でも太陽の動きを歳時記としてとらえた様々な風習が日本全国にあることは改めて言うまでもないことである。中でも彼岸は「日願(太陽に願いをかける)」とも言われ、最も太陽と日本人の縁が深い。その彼岸に、島の真ん中という特別な場所に夕陽が沈む大



▷町内各所に設置された夕陽の案内板。町内外に夕陽の町であることをPR。

田子海岸は、正に太陽と地球という大自然が作り上げた地形と日本人の古くからの風習が一致した奇跡的な場所であり、そこからの夕陽は正に

日本一といえるのである。以上のような事実と、町内各地区でみることできる「夕陽」を町民全員の資源とらえ合併後の町内一体化や、活性化などの地域づくりに生かそうと、当町は平成17年9月23日に大田子海岸において「夕陽日本一宣言」を行ったのである。日本夕陽百選に選定された地区は数多く、各人が思い描く「日本一の夕陽」は無数に存在することと思う。しかし、大田子海岸の他にも、日本人が愛してやまない日本一の富士山と夕陽を同時に楽しむことができるのは、伊豆半島西海岸に位置する当町しかなく、そういった意味で多くの日本人にとって、当町の夕陽は「日本一」になりうるかと考えている。

「夕陽」を巡る町内の動き

大田子海岸で「日本一宣言」を正式に行う以前にも、前述の住民主催の「夕陽をみる会」に代表される、地元の「夕陽大好き町民」を中心とした活動は散発的に見られていた。例えば、夕陽を自当てに当町を訪れる観光客に対して、町内の写真愛好家が四季折々の夕陽のベストポイント案内し、写真撮影のアドバイスを行う「夕陽ボランティア」活動は従来から好評を博していた。

しかし、多くの町民にとって夕陽は当たり前にあるものであり、漠然と「美しいな」と思う対象ではあったものの、「ここにしかない」「当町固有の資源である」という認識は薄かった。ところが、宣言をするこ

とでより多くの町民が当地の夕陽を「誇り」に感じ、夕陽への認識を改めるきっかけとなったのである。

この流れを受け、夕陽をシンボルとした地域づくりを実現させるため、役場も具体的な「夕陽のまちづくり」に着手した。先ずは、役場職員と商工



▷ワークショップでは、「夕陽のまちづくり」について議論が交わされた。



▷ワークショップの意見の積み重ねで「夕陽のまちづくりマスタープラン」が完成。

観光業者からなる庁内ワーキンググループを組織化し、今後の夕陽のブランド化への道筋について話し合いを行った。この中では、PR活動などを活用した一層の「夕陽のまち」としての意識醸成の必要性が話合われ、町内を走る国道沿いに、夕陽のビュースポットの案内板の設置と、町民を巻き込んだ夕陽のブランド化の方策が検討された。(本ワーキングを受け、夕陽のビュースポットを案内する案内板を町内各地に設置。)

また、ワーキンググループによる検討が行われた次年度には、夕陽のまちづくりの次段階として更なる町民参加を促すため、「夕陽のまちづくりマスタープラン」の策定を行った。本マスタープランは、町内を旧小学校区単位である5地区に分けて行ったワーク

ショップの意見の積み重ねという形で策定され、「町民参加による西伊豆の夕陽の更なるブランド化」と「夕陽をシンボルと捉えた総合的な協働のまちづくり」の方針が確認されたものとなった。例えば、ワークショップ内で、地元民ならではの隠れた夕陽スポットを提案してもらったところ、なんと100件を超える夕陽スポットの提案があり、その後の町民アンケートなどを経て「西伊豆町夕陽33景」を選定した。この33景は今後の夕陽のブランド化を進めていく上でのベースの1つとなる予定である。また、「夕陽とともに楽しめる地区の楽しみは？」といった課題設定により、夕陽以外の「地区の宝」の掘り起こしを実現した。この中では、地区に伝わる大漁節や、

フォーラム

旧賀茂村時代以来のガラス文化(ガラス文化の里作り事業)としてガラス作家の定住を促し、手作りの名産品「かも風鈴」などを生み出した、人形三番叟などの伝統文化があり、それら地区の宝と一体となっている地区のコミュニティの活性化の必要性も浮き彫りとなった。

今後は、このマスタープランを一つの指針として、町内全域を「町内何処からでも夕陽を楽しむことができる夕陽の美術館」として見立てる「エコミュージアム」という概念を活用しつつ、西伊豆町の夕陽の一層のブランド化と、協働でのまちづくりを進めて行く予定である。

一方、町内の各事業者も「夕陽のまちづくり」に合わせて、夕陽を資源と

▷町内業者が夕陽を「資源」と捉え、造り上げた商品は、お土産としても好評。



▷ガラス文化を象徴する名産品は、ガラスの美術館「黄金崎クリスタルパーク」にて購入可能。



して活用した商品開発を進めている。夕陽をモチーフにした「夕陽せんべい」や「夕陽のど飴」に始まり、中には創業120年以上を誇る老舗鯉節店が伝統的な製法を活かした自社開発の「鯉の身」「鯉のハラモ(鯉のトロにあたる部分)」「鯉の子(卵巣)」の燻製3点を、夕陽にかけて「サンセット」として販売を開始するなどしている。また、農業者の中には、真赤な果肉が夕陽をイメージさせる「夕陽メロン」の試験栽培にも着手し、今後のブランド化が試みられている所である。また、前述の「ガラス文化の里作り事業」において町内に移住したガラス作家が一つ一つ手作りで作った「夕陽のかも風鈴」や「夕陽グラス」、「夕陽ジョッキ」も、当町の夕陽と海のコントラストを絶妙な色加減で表現しており、好評を博している。

以上のように、町を挙げての夕陽ブランド化の機運が盛り上がっているところであるが、何より、多くの町民が自らのブログやホームページ内に「今日の夕陽コーナー」を設け、毎日の夕陽の写真を掲載するなど、純粋に「この夕陽を他の

人にも観て欲しい」という思いの醸成ができており、夕陽を通じたふるさと西伊豆の再発見が実現してきている。

ここにおいて西伊豆の夕陽は、観光などの産業面における資源という意味のみならず、協働と町内一体化のシンボルとなり、西伊豆の文化・伝統を浮かび上がらせる存在となっているのである。

「更なる夕陽ブランド化と「夕陽のまちづくり」のため」

協働でつくる「夕陽のまちづくり」に向けて本格的に動き出した当町であるが、今後解決すべき課題は多い。最も大きなものの一つが少子高齢化と過疎化の進展により地域に漂っている閉塞感と、総合的な意味での地区の活力の低下である。これは当町に限った問題ではないと考えるが、現状町内各事業者において後継者不足が叫ばれており、また地元自治会や町内会など、身の回りの生活を維持するために不可欠なコミュニティの維持にも一部で支障が出始めている状況である。今後、当町が「夕陽のまちづくり」と町民福祉の実現を持続可能な形で実現していくためには文字通り町内一丸となって協働でまちづくりを行っていく必要があるが、幸い現在夕陽のまちづくりを進

行する過程で、地区のために「何かをしたい」という声が上がりは始めている。今後は町民主体のまちづくり組織である「まちづくり協議会」の組織化とその本格稼働の実現を図り、協議会の場において、「夕陽のブランド化」も含めた地区活力創出と総合的なまちづくりの実現を図っていきたいと考え、今後のまちづくりの過程で地区のリーダーとなる人材の掘り起こしと、更なるまちづくりの輪の広がりを期待しているところである。

明日への希望を夕陽に託し、夕陽とともに輝く「まがるさ」と言いたくなる夕陽のまち西伊豆」実現のための取組はこれから本番である。

(企画調整課 主任主事 山口貴嗣)



◁春分の日開催の「夕陽をみる会」は町民の自主運営。大田子海岸の夕陽の前で、地区に伝わる大漁節を踊る。

情 報



町村NAVYコーナーでは掲載情報を募集しています。掲載をご希望の場合は全国町村会広報部 TEL:03-5368-10408(0)に。

北海道 北見市
キャッチ&リリース 条例を制定

町は、渚滑川の魚の保護等のため、「キャッチ&リリース」条例を制定した。罰則はないが、キャッチ&リリース区画を設定し、「釣り場監視員」を置く。

平成7年から釣りの体験観光や魚の保護等のため、渚滑川に魚族保護区域を設定するなどし、キャッチ&リリースに協力を求めてきた。ただ「お願いのみでは思うような状況にはなっていない」ため、町の姿勢を明確にし、強く協力を求めていることにした。

条例では、魚族保護のキャッチ&リリース区画を設定。同区画で釣れた魚は即放すことを定めた。さらに、区画での釣竿は1人1本とし、釣りの期間は毎年5月から月末までとした。併せて、リリースされた魚がどの程度生息するのかを試験するための区画は、ルーアフィッシング等専用エリアに設定。また、マナー違反者を注意し協力を求めるため、町から委嘱する「釣り場監視員」の設置も規定した。

玉岡町 貝
ベビーベッドを 無料貸し出し

町は、子育て家庭応援の一環として、

乳児用のベビーベッドを原則6か月間、無料で貸し出す事業を始めた。

ベビーベッドは乳児の養育には不可欠な物品だが、大半の家庭では1年もすれば不要となる。このため、0歳の乳児を養育する保護者を対象に無料で貸し出すことにした。1歳の誕生日の前日までの延長も認める。

町民から提出された「利用申請書」を受けて、町が利用者とレンタル業者に連絡。レンタル業者が利用者宅へベビーベッドを届けるとともに組み立てまで行う。利用期間満了後もレンタル業者が利用者宅から回収する仕組み。町では、年間120件の利用(予算187万円)を予定しており、すでに25件の申込みがある。

なお、町では、このほか県との協同で「パパ・ママ応援ショップ」事業も実施している。県内全域の協賛店舗に「優待カード」を提示することで、割引きやポイントカードへの加算、無料サービスなどの優待が受けられる。

府 若者就労支援で
大 有給インターンシップ

町は今月から、若者の就労支援として、求職中の町民2人を臨時職員として採用する「熊取町有給インターンシップ」を始

めた。正規職員の経験や職業能力を身に付ける機会がなかった町民に、行政実務を通して学んだことを今後の民間企業等への就職に役立ててもらうことが目的。

採用の対象になるのは、①15歳以上34歳以下②独身③高等学校や大学、予備校等に通学していない④正規社員を希望しないなどの条件を満たした町民。勤務内容は一般事務の補助で、採用された臨時職員は、就職活動の予定に合わせて有給・特別休暇を取得することができる。任用期間は最長で2010年3月末まで。

町が、ホームページや広報誌などで臨時職員の募集を告知したところ、19人からの応募があった。そのため、希望者を対象に抽選で任用順を決め、就職決定等で臨時職員枠に欠員が生じた場合などに順次任用していく。来年度以降の実施については、今後の取組み状況などを検討して決定する。

良 県「緑のカーテン」で
奈 並み緑化を支援

町は、花いっぱい「美しいまちづくり」の一環として、各家の壁面を「緑のカーテン」で緑化する費用を助成する。来年初、馬見丘陵公園をメイン会場に開催される第27回全国都市緑化フェアに向け、町では「フェアのお客様を緑の町並みで迎えませんか」と町民に参加を呼びかけている。

「緑のカーテン」は、ゴーヤやアサガオなどツル性植物。壁面につくる自然のカーテンで、天然のエアコン効果がある。助成は、個人所有の建物の壁に「ゴーヤなどの植物で緑化するための「緑化資材購入費」の半額(上限5,000円)。壁面緑化面積3平方メートル以上が対象で、家

の回りのフェンスや塀は対象としない。町では100件を予定、すでに半数の申込みがある。

なお、町では「緑のカーテン」は地球温暖化防止への参加にもなるとして、役場庁舎や公民館などをゴーヤで緑化。今年度は小学校等でも実施する予定だ。また、自治会等の協力で公園周辺道路などにコスモスを植栽(各自自治会に2万5,000円助成)するなど花いっぱい運動も進める。



県 村 村営無料塾設置条例を
沖 制定

村は、村営の無料塾を設置する条例を制定した。村等が補助し、教育関係の有志で運営してきた高校生の進学支援センターを村営化するもの。自治体運営の無料塾の設置は県内初。

村営塾は7月1日からスタートの予定。小・中学生も対象に加える。年間運営費802万円を盛り込んだ予算も既に可決済みで、米軍再編交付金の一部を利用した。

設置条例は「目的」で、村内生徒の学力向上等のため、村営塾を設置することで「将来の地域を担う人材を育成する」と謳った。運営を調査審議するため「学習塾運営協議会」を置くことも規定した。

地域農政研修会のご案内

- 主 催 全国市町村農業農村振興対策協議会
全国町村会
- 日 時 7月16日(木)午後1:00より
17日(金)午後12:10まで
- 場 所 全国町村会館 2階 ホール
- 参 加 者 市町村長、農政担当者等

- 参加費 無料
- 申込み 各都道府県協議会事務局
(各都道府県町村会事務局等)
- 問い合わせ 全国町村会経済農林部
(電話03-3581-0485)

研 修 内 容

「農政改革の動向等について」 農林水産省大臣官房政策課長

末松 広行 氏

農林水産省入省後、国土防災、地方行政(長崎県諫早市)、漁業交渉、金融問題、米問題、食品リサイクルなどを担当したほか、農林水産大臣秘書官、小泉官邸内閣参事官などを歴任。農地制度や経営対策、水田の有効活用方策、農村振興対策など食料自給率の向上や国際化の進展にも対応しうる農業構造の確立に向け、現在検討中の農政改革の動向について、第一線で担当する末松課長に、著書「食料自給率のなぜ」の話を含め、お話しをいただく。

「農業再生の展望」

(株) ナチュラルアート代表取締役

鈴木 誠 氏

株式会社ナチュラルアートを設立し、わずか数年で直営農場10カ所、グループ会社6社、1,000軒を超える農家と連携を結び、農畜産物の生産や加工、流通機能をもつ生産者ネットワークを構築するに至った背景や、「日本の農業を元気にしたい」という志で全国を飛び回り、農業の再生に向け行ってきた生産者の支援や千代田区の直営店での異業種交流会などの活動についてお話しをいただく。

「炊きたてご飯の向こうに見える子どもの笑顔」

～地域密着にこだわった「和」の食育～
高知県南国市教育委員会事務局学校教育課長

正木 敬造 氏

南国市は、平成9年度に地元中山間米を学校給食に導入して以降、「知育」・「徳育」・「体育」に「食育」を重要な柱として位置づけ取り組みを進めてきた。

具体的には、地域の豊かな風土の中で育まれた作物を、教育財産として生かしながら、食を通じて生

講 師 等

きる力と豊かな人間性を身につけ、また、本市の食文化や風土に触れ、ふるさとへの愛着や感謝の心情を育て、次の時代を担う人材育成に努めてきた。南国市における、食育の一端を紹介したい。

「かっこよくて、感動があって、稼げる3K産業へ」

NPO農家のこせがれネットワーク代表理事

宮治 勇輔 氏

日本農業が直面する高齢化・後継者不足。地方が抱えている産業の衰退化、人口減少。これらの問題にたいして、政策や資本主義などのフレームにとらわれない21世紀型の新しい価値観でその解決に取り組む必要があります。「実家が農家の都会で働いているビジネスパーソンを実家に戻そう!」からスタートした当団体の動きが、今では地域を農業から元気にするため、農家・こせがれ・生活者が3ヶ月間で1,000名を超えて集まりました。

わたしたちが目指す3K産業へ、皆さまとともに活動して達成したいと思えます。

「平均年収2,500万円の農村」

一いかに寒村が豊かに生まれ変わったか—
長野県川上村長

藤原 忠彦 氏

川上村はかつて寒村だったが、今や、日本一のレタス王国。農家の高原野菜の販売額は約155億円(平成19年度)で、平均年収は2,500万円を超えている。その農業従事者は30代が14.1%(全国平均は3.3%)、40代が22.6%(同6.1%)と、まさに働き盛りが農業に取り組んでいる。今日、多くの農山村が過疎化、高齢化、後継者難などの問題を抱えているが、村民の先頭に立って、川上村を現在の姿にした藤原村長に、著書「平均年収2,500万円の農村」の裏話も含め、お話しをいただく。

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

山形県町村会は平成21年4月13日の臨時総会で次の通り会長を選出した。

(4月13日就任)

山形県町村会長
西置賜郡小国町長

小野 精一
昭16年5月15日



【住所】山形県西置賜郡小国町大字新設3
8-1番地

【町長に就任するまでの経歴】▽昭和60年小国町企画課長▽平成8年小国町総務課長▽12年同町助役▽12年小国町長

【町長としての当選回数】3回

【町村会関係の経歴】▽平成15年置賜地方町村会長▽16年山形県町村会副会長

【主な業績】▽介護老人保健施設「温身の郷」開設▽マタギの郷交流館開設▽森林セラピー基地「ブナの森温身平」認定▽横川ダム完成▽木質バイオマスエネルギー温水供給移設整備▽日仏芸術文化交流事業開催

【趣味】花木栽培、森の散策

【家族】妻・父

神奈川県町村会は平成21年5月11日の臨時総会で次の通り会長を選出した。

(6月12日就任)

神奈川県町村会長
足柄上郡大井町長

間宮 恒行
昭23年生まれ



【役場住所】神奈川県足柄上郡大井町金子2955番地

【町長に就任するまでの経歴】▽日本物産興業(株)▽平成4年大井町議会議員▽10年大井町長

【町長としての当選回数】3回

【町村会関係の経歴】▽平成16年神奈川県町村会監事▽19年同会副会長

【主な業績】▽全小中学校の耐震補強とトイレのドライ方式化▽子育て支援センター・ファミリースポーツセンター開設▽大井幼稚園新園舎建設▽防犯ボランティア「にっこパトロール隊」結成▽町巡回福祉バス「ふれあい悠悠」運転開始▽「大井町自治基本条例」制定

【趣味】ゴルフ・盆栽

山梨県町村会は平成21年5月19日の町村会議で次の通り会長を選出した。

(6月1日就任)

山梨県町村会長
南巨摩郡南部町長

望月 秀次郎
昭20年12月6日



【住所】山梨県南巨摩郡南部町福士7-18

【町長に就任するまでの経歴】▽平成5年富沢町長▽19年南部町長

【町長としての当選回数】4回

【町村会関係の経歴】▽平成19年山梨県町村会副会長

【主な業績】▽旧富沢町・南部町との町村合併▽消防施設整備事業▽合併主要町道新設整備事業▽公共施設耐震整備事業▽デイサービスセンター整備事業▽子育て支援医療費及び医療費窓口無料化(中3まで) 延長事業▽妊婦健診及び不妊治療費助成事業

【趣味】読書・史跡巡り

【家族】妻

和歌山県町村会は平成21年5月15日の定期総会で次の通り会長を選出した。

(5月15日就任)

和歌山県町村会長
有田郡有田川町長

中山 正隆
昭20年1月19日



【住所】和歌山県有田郡有田川町大字下津野566

【町長に就任するまでの経歴】▽平成7年吉備町議会議員▽14年吉備町長▽18年有田川町長

【町長としての当選回数】2回

【町村会関係の経歴】▽平成18年有田郡町村会長▽19年和歌山県町村会副会長

【主な業績】▽中国江西省貴溪市との友好提携▽ゴミ収集運搬業務の入札制度改革▽移動図書館「ひまわり号」定期運行開始▽和歌山県美術展覧会「有田川展」開催▽藤並駅竣工(特急停車)▽吉備浄化センター竣工

【趣味】釣り・ゴルフ・読書

【家族】妻・長女夫婦・孫2人

随 想

随 想

まちづくりの想いに翔ける思い

福井県永平寺町長 松本 文雄



平成18年2月13日に3町村が合併し、人口2万5百人、面積94・3平方キロメートルの新永平寺町が誕生しました。曹洞宗大本山「永平寺」、福井県立大学、福井大学医学部が立地し、県内最大の河川である九頭竜川の中流域に位置し、県都・福井市に近い絶好の条件、また北陸自動車道と二つの高速道路が走り、文化、教育、観光、交通、産業の、どの分野においても優れた土地柄であるといえます。

私は、今、新しいまちづくりを進めておりますが、この永平寺町が持っている特色を生かし、子どもたちや住民が優しさや温かさを感じる「活力と温もりのあるまち」を目指したいと考えております。本町には、長い歴史を持つ大本山「永平寺」があり、他県からは「福井」より「永平寺」のほうが通りがよいといわれており、世界にも通じる県内きってのブランドであります。また、県立大と福井大医学部、二つの大学を持つ、実に恵まれた学園地域。福井市からは近距離にあり、車だと十数分で、住宅地としても絶好の土地柄であります。

「宝物」に見える地理的好位置や文化財など既存の価値を高め、持ち味を生かすため、観光や地域産業の育成、道路網の整備を進めるとともに、少子高齢化が進む中、福祉の充実や教育環境の整備、子育て支援や健康づくりに努力しているところであり、特に、いかに若年層を減らさず、まちの活力として育てるか、難しいのだが、今、教育、そして、子育てに力を注いでいるところでありま

す。子育て支援が効果を上げるには、景気や政治情勢に左右されない政策を貫き、息の長い取り組みが必要であると考えております。子ども医療費の無料化、学校給食に有機農法による地元産コシヒカリのレンゲ米の提供、子どもが安心して外で遊べる環境を整えるため、キッズデザイン子どもまちづくり事業など、本町独自の事業に取り組んでおり、これからもさらに子育て支援の充実を図り、少子化の流れを変えたいと思っております。

また、まちづくりを住民本位で進めるために、本町では様々な施策に意見や提案をしてもらつまちづくり委員会「希望の永平寺創造委員会」を設置しています。自由に意見を述べてもらう住民代表機関として、委員会の意見を重く受け止め、町政に生かし、新たな施策立案でも重要な役割を担っていただいております。

町政は町民に支えられて成り立つものであり、町民一人ひとりの町政への信頼なくしてはまちづくりの推進は望めません。私は「愛町普遍」の精神のもと、町民の皆様にも愛町心をもっていただき、皆様と一緒に新しい永平寺町の創造に、今後とも誠心誠意取り組んでまいりたいと思

九頭竜フェスティバル

永平寺 大燈籠 ながし

日時 8月23日(日)
会場 九頭竜川永平寺河川公園

主催 九頭竜フェスティバル実行委員会
後援 永平寺町 曹洞宗大本山福井永平寺 福井県
(社)福井県観光振興局
(財)FPAでんふれあい福井財団

【お問い合わせ、販売・観覧の申し込み先】
鳥取県庁 観光・文化・体育推進課 TEL:0770431000
永平寺河川公園 TEL:0770431001
福井県庁 TEL:0770431001 FAX:0770431001
http://www.fpa.or.jp

想いはやがて、綺羅星へ。

△九頭竜フェスティバル・永平寺大燈籠ながし
永平寺町の夏の風物詩「九頭竜フェスティバル・永平寺大燈籠ながし」が8月23日(日)に開催されます。先人たちへの「愛と感謝」、それぞれの想いを込めた約一万基の燈籠が静かに流れ川面に光の帯を彩ります。